

長泉町介護保険住宅改修支援事業補助金について

1 趣旨

居宅介護支援・介護予防支援を受けていない（ケアプランを作成する担当ケアマネジャーがいない）被保険者が介護保険住宅改修を行うにあたり、介護支援専門員等が「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合に、介護保険住宅改修支援事業補助金を交付します。

2 補助金交付までの流れ

別紙のとおり

3 補助の対象について

下記のすべての条件にあてはまること

- ① 住宅改修が必要な理由書の作成者が下記のいずれかの資格を持っていること
 - ・ 介護支援専門員
 - ・ 作業療法士
 - ・ 福祉住環境コーディネーター（２級以上）
- ② 住宅改修支援業務を行った月に要介護被保険者等が居宅介護支援等の提供を受けていないこと
- ③ 住宅改修支援業務を行った月および住宅改修着工日の属する月に、居宅介護支援事業者等が要介護被保険者等に係る居宅介護支援費等を算定していないこと
- ④ 住宅改修の施工事業者に住宅改修支援業務を行った介護支援専門員等が属していないこと
- ⑤ 住宅改修支援業務を行った住宅改修について、住宅改修費等の支給が決定していること

4 補助金の額

住宅改修支援業務 1 件につき2,000円

5 申請に必要な書類について

- ・ 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ・ 利用者別内訳書（様式第 2 号）
- ・ 住宅改修が必要な理由書（写し）

6 請求に必要な書類について

- ・ 補助金請求書（様式第 4 号）

（申請後に通知される交付決定通知書を受領した日から10日以内に請求してください）

7 申請・問い合わせ先

長泉町長寿介護課

〒411-8668

長泉町中土狩 8 2 8 番地

電話 055-989-5511 FAX 055-989-5515

長泉町介護保険住宅改修支援事業補助金の流れ

